

令和4年4月1日

学校いじめ防止基本方針

青森県立三本木農業高等学校

青森県立三本木農業恵拓高等学校

第1 いじめ防止に向けた学校の方針

1 学校いじめ防止基本方針

いじめには、冷やかしやからかいなどのほか、仲間はずれ、暴力行為などさまざまな態様があり、携帯電話やパソコンなどを介した学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、みずから命を絶とうしてしまったりなど、深く傷つき悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。また、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめの対応が個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応をする。

2 いじめの定義と基本認識、その態様

(1) いじめの定義

「いじめ」とは

- ① 行為をした者（甲）も行為の対象になった者（乙）も児童生徒であること。
 - ② 甲と乙の間に人的関係が存在すること。
 - ③ 甲が乙に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。
 - ④ 当該行為となった乙が心身に苦痛を感じていること。
- という4つの要素しか含まれません。

※けんかであってもしっかり調査して対応する。軽微な案件はいじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応をする。ただし、いじめとして校内で情報共有する。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ① 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ② 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ③ 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造と動機

① いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆・傍観者」など周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により抑止作用になったり促進作用になったりする。

② いじめの動機

いじめの動機には以下のものなどが考えられる。

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
 - ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
 - ・愉快犯（遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする）
 - ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入っていたい）
 - ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
 - ・欲求不満（イライラをはらしたい）
- など

(4) いじめの態様

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

3 組織

いじめ防止対策Aチーム（平常時及びいじめ発生時の対応）

「教頭、生徒指導部主任、保健厚生部主任、当該学年主任、当該学科主任、当該学年生徒指導担当及び当該教諭」

いじめ防止対策Bチーム（重大事態発生時）

「チームA、校長、学年主任、学科主任、寮務部主任、農場部主任、養護教諭」

※活動の詳細については防止体制 1～3 とする。

第2 いじめの防止

1 いじめの防止の考え方

「いじめは、どの集団にも起こり得る」という認識を持ち、生徒を「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」という教育を実現するために、「いじめを生まない土壤づくり」を組織的に取り組む。

2 防止に向けた体制

防止体制 1（6 ページ）による

3 防止のための心がけ

- (1) HRや授業の担当者は、生徒たちの些細な言動から個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高める努力をする。（危機察知能力）
- (2) 気付いた違和感などはHR担任と教科担当者、学年主任がこまめに情報共有をする。また、必要と感じた場合は、防止委員会へ報告する。
- (3) 委員会へ報告があった事案については、必ず委員会の議題として取り上げ、対応

の仕方について協議し、具体的な対応の仕方を示す。

- (4) 教員の言動が特定の生徒へのからかいに繋がることもあり、そこからいじめへと発展することもあり得るという認識を持ち、十分注意を払う。
- (5) 教職員個々は、生徒が「自己有用感」を得ることができる指導力を身につける努力を怠らない。また、命や人権を尊重する豊かな心を育てるために、道徳教育、人権教育、体験教育を常に意識した授業や特別活動になるよう自己研鑽に努める。

第3 早期発見

1 早期発見の考え方

いじめは、早期に発見することが早期解決に繋がる。日頃から教職員と生徒の信頼関係を構築し、潜在化する前に教職員が気付く、あるいは生徒保護者から相談できる存在になることが必要である。また、アンケート等を通して生徒や保護者の様子を正確に把握することに努める。

2 早期発見に向けた体制

防止体制2（7ページ）により早期発見、早期対応に努める。

3 早期発見のための心がけ

- (1) 深刻化すればするほど、発見しにくい状況下・場所でいじめが行われる。
日々の観察や教職員同士の情報交換を怠らず、生徒の言動に注意を払う。
- (2) 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間のような形態、部活動の練習のふりをして攻撃している形態などを軽視せず、その中に入っていく。それらの生徒たちとの時間を共に過ごす機会を積極的に設ける。
- (3) 校内において、特定の生徒のあだ名が頻繁に言われていたり、集団で特定の生徒をからかっているのに気付いた教員は、ホームルーム担任に早急に知らせる。場合によっては委員会への報告を行う。
- (4) 初期段階で、いじめ被害者と思われる生徒に事情確認をしても「大丈夫、何もない」などの反応が予想されるが、そのまま放置せず必ず事情確認したことを委員会に報告し、具体的な対応を協議する。
- (5) 本人からの訴え、保護者からの訴えがあったときは直ちに委員会に報告し、積極的な対応をする。
- (6) 年5回のアンケート調査を実施し、実態把握に努める。また、その他で気になることがある場合には、緊急にアンケートを実施する。

第4 いじめへの対応

1 いじめ対応の考え方

いじめを発見したときは、その内容の軽微にかかわらず迅速な対応をし、いじめられている生徒の苦痛を速やかに取り除くこと、いじめている生徒への適切な指導を組織的に行う。問題解決は一時的な処置で終わるのではなく、継続的に行う必要がある。

2 発見段階の対応

(1) いじめられた生徒に対して

- ① 事実確認とともに、共感的な姿勢で接し、心の安定を図る。
- ② 事後も守り抜く姿勢を伝える。

(2) いじめられた生徒の保護者に対して

- ① 事実関係を把握したら速やかに全容を説明する。(教頭、委員長)
- ② 今後の学校の対応について詳細に説明する。

(3) いじめた生徒に対して

- ① 冷静に対処し、事実関係をあいまいにしない姿勢を貫く。
- ② いじめが人として絶対許されない行為であると同時に、相手の気持ちを考えさせる。

(4) いじめた生徒の保護者に対して

- ① 正確な事実関係を丁寧に説明する。
- ② 「いじめは決して許されない行為である」という前提を毅然として貫き通す。

※ 予想される反応とそれに対処する考え方

ア いじめられる方にも原因があるはずだ。

→ いじめは決して許されない行為である。いじめられている生徒の安全と心の安定が最重要課題であるという毅然とした態度を貫く。

イ 学校がもっと早く把握していればここまで深刻にならなかつたはずだ。

→ 常に情報交換などを行い予防に努めた。発見しにくい状況下でのいじめだった。

第5 ネットいじめへの取り組み

1 ネットいじめとは

文字や画像・動画を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信することや、特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載する等が「ネットいじめ」であり、犯罪行為である。

2 ネットいじめの未然防止

(1) 保護者への啓発

- ① フィルタリングの設定、保護者の見守り、学校などからの情報提供、PTA 研修会等への参加依頼など

(2) 情報教育の充実

- ① 情報モラル教育の充実、スマートフォンや携帯電話についてのモラル教育の充実と情報提供、防犯教室の充実とネット社会についての講話の実施など

3 ネットいじめへの早期発見・早期対応

(1) 生徒、保護者、ネットパトロール隊などから書き込みなどネット上でのいじめが報告された場合は、迅速に対応する。

- (2) 書き込んだり、写真を流出させた人物が特定できる場合は、速やかにその人物から事情を確認する。保護者にも連絡をし、可能であれば同席してもらって事情を確認し、まずは削除させるなど迅速に対応をする。
- (3) 人物が特定できないとき
 - ① 画面の運営管理者に学校代表者から削除の依頼をする。
 - ② 警察など関係機関への協力を要請する。
 - ③ 全校集会などで直接生徒に訴え、削除するよう促す。

※ 生徒・保護者には予め、書き込みなどが悪質な場合、特定が困難な場合は警察へ依頼し、協力を仰ぐことを知らせておく。

第6 重大事態への対応

1 重大事態とは

- (1) 生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
〔具体的な事案〕
 - ① 生徒が自殺を企図した場合
 - ② 生徒が精神性の疾患を発症した場合
 - ③ 生徒が身体に重大な障害を負った場合
 - ④ 高額の金品を奪い取られた場合
- (2) 生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合。
〔具体的な事案〕
 - ① 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ② 連續した欠席の場合は、状況により判断する
- (3) ①児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申し出があった場合。

2 重大事態時の対応（報告・調査協力）

児童保護者から申し出があった場合や、学校が重大事態と判断した場合、速やかに県教育委員会に報告する。当該重大事態に応じて県教育委員会の判断の下、学校又は県教育委員会が調査委員会を設置する。また学校は、県教育委員会が設置した重大事態調査のための組織に協力する。

第7 いじめ解消の定義

いじめの解消は、「いじめに係わる行為が3か月以上、止んでいること」、「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を満たすこと。

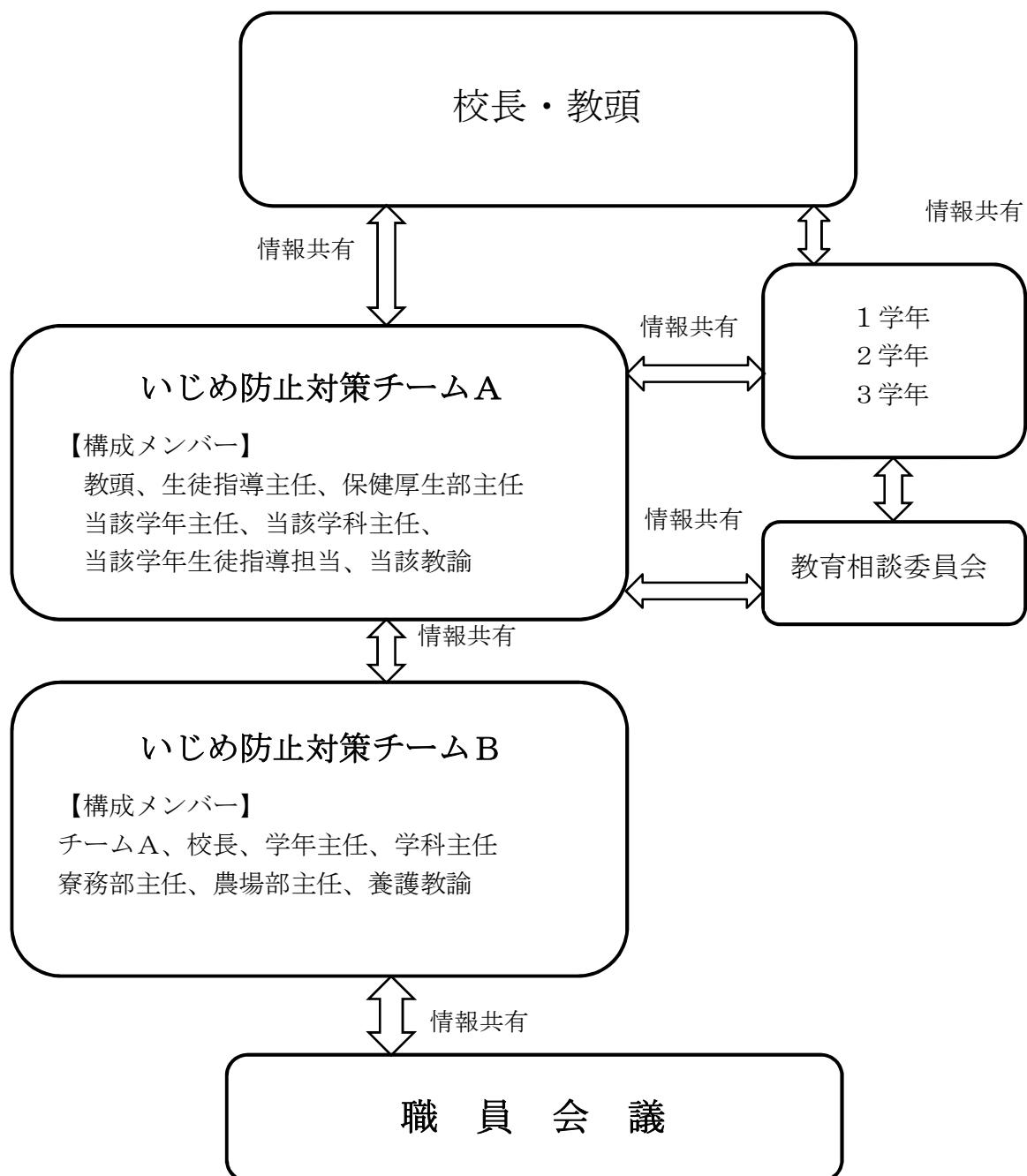
第8 学校評価の留意点、教員評価の留意点

いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、生徒や地域の状況を充分踏まえ、目標を立て目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。

日頃から生徒理解や未然防止・早期発見に務めるとともに、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応や組織的取組を行っていることなどについて評価する。

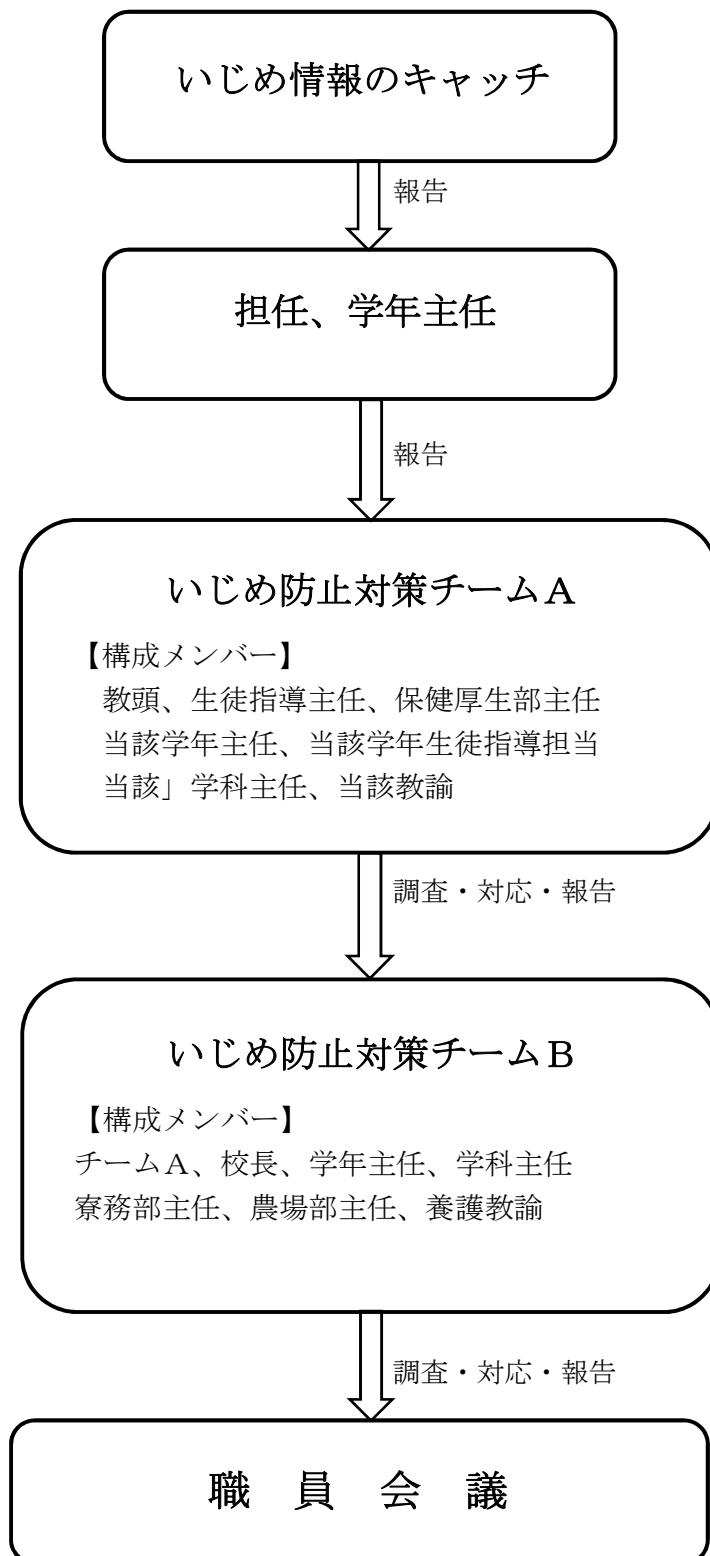
防止体制 1

『日常時の指導体制』



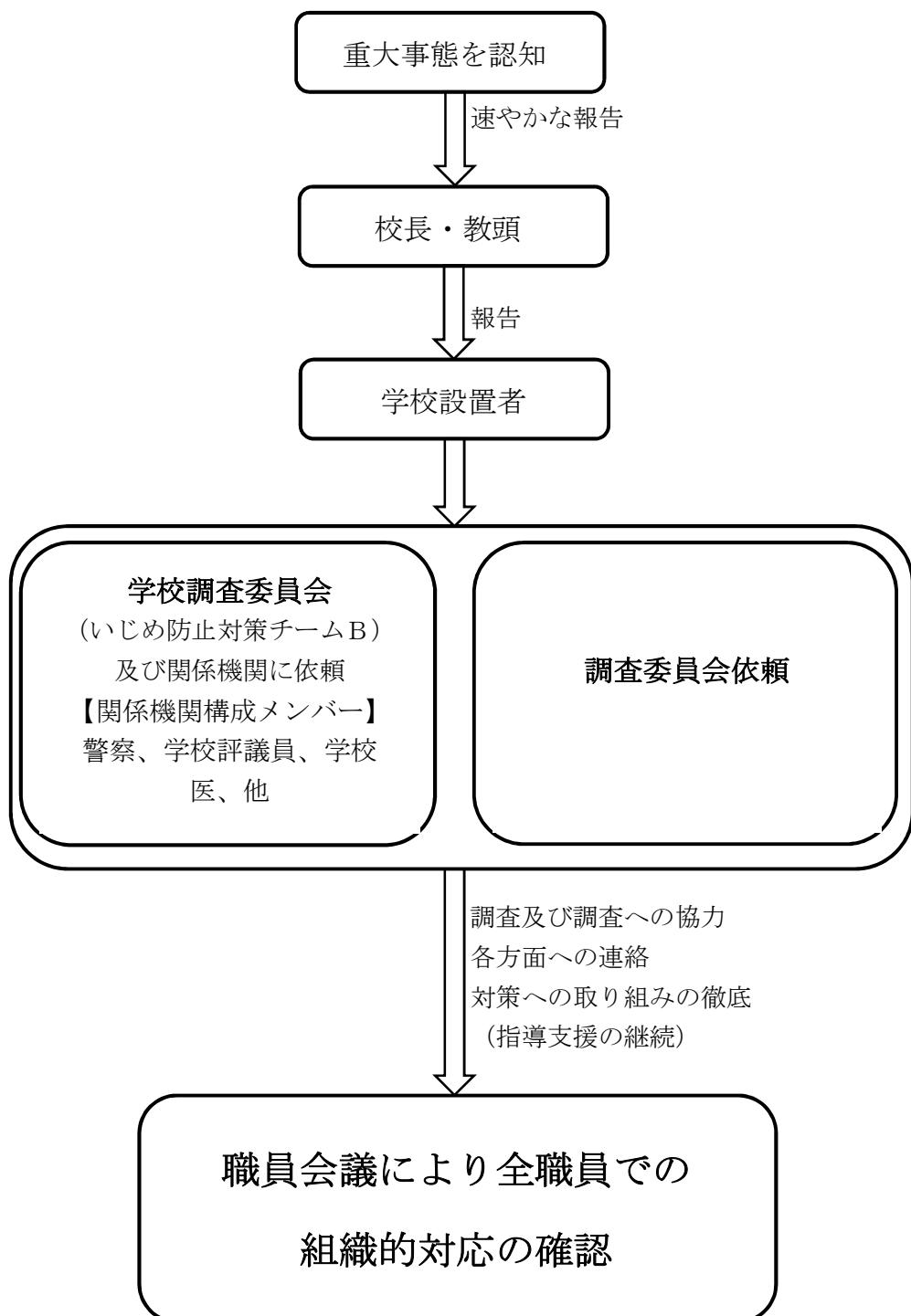
防止体制 2

『いじめ対策体制（いじめ発生時）』



防止体制 3

『いじめ対策体制（重大事態発生時）』



対応の基本的な流れ

